

# 障がいのあるお子さんへのサポート

## 59 身体障害者手帳

担当 福祉介護課

身体障害者手帳は、障がいの程度に応じて交付されるもので、障がいの種類や程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

障がいの種類と程度により1級から6級まであります。

対象 視覚、聴覚、音声・言語機能、肢体不自由、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能等に永続すると認められる障がいのある方

手続き 新潟県または新潟市の指定医が作成した診断書、写真が必要です。

## 60 療育手帳

担当 福祉介護課

療育手帳は、知的障がいのある方に交付されるもので、障がいの程度に応じて各種福祉サービスを受けることができます。

対象 児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された方

手続き 写真を添えて申請後、児童相談所または知的障害者更生相談所の面接判定を受けていただきます。

## 61 精神障害者保健福祉手帳

担当 こども・健康推進課

障がい等級により自動車税及び公共施設の減免や各種税の控除を受けることができます。

対象 精神障がいのために長期にわたって日常生活や社会生活への制約があると認められた人

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

## 62 特別児童扶養手当

担当 福祉介護課

中重度の精神または身体に障がいを持つ児童を養育している人に対し、その負担を軽減し児童の福祉の増進を図ることを目的に支給されます。

対象 中重度の精神または身体に障がいを有する20歳未満の児童を養育している人。ただし、児童が障がいを支給事由とする年金を受けることができるときや、児童福祉施設に入所している場合は、手当は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。



## 63 障害児福祉手当

担当 福祉介護課

重度の障がい状態にあることにより、日常生活において常時介護が必要な児童（20歳未満）に対して支給する手当です。所得制限があります。在宅が条件で、施設入所の場合は支給されません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

## 障がいのあるお子さんへのサポート

### 64 重度心身障害者医療費助成

担当 福祉介護課

身体障害者手帳（1～3級）又は療育手帳（A）の交付、精神障害者保健福祉手帳1級を受けた子どもの通院及び入院医療費の自己負担額から、一部負担金を差し引いた額を助成します。また、その一部負担金は、子ども医療費助成で助成しますので、実際の自己負担はありません。お手続きについては手帳交付時の該当となる方にご案内します。

### 65 自立支援医療（育成医療）給付

担当 こども・健康推進課

身体に障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できるものに対して、医療費の一部を助成します。給付以外は子ども医療費助成で助成しますので、実際の自己負担はありません。

自己負担 原則治療費の1割ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

手続き 治療開始前に申請してください。

医師の診断書（所定様式）が必要です。



### 66 自立支援医療(精神障害者通院医療)給付

担当 こども・健康推進課

精神に関する病気の通院医療費の自己負担額が10%になる制度です。

自己負担 原則医療費の1割負担ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

自己負担分は子ども医療費助成で助成しますので、実際の負担はありません。

手続き 医師の診断書（所定様式）が必要です。

### 67 精神障害者の医療費助成

担当 こども・健康推進課

精神障がいの治療にかかる医療費と、通院に要する費用を助成します。

対象 精神保健及び精神障害者福祉法でいう精神障がい者のうちの入院及び通院患者

助成内容 通院：個人負担の全額 入院：一部負担金の3分の2以内の額

自己負担分は子ども医療費助成で助成しますので、実際の負担はありません。

### 68 日常生活用具の給付

担当 福祉介護課

在宅の障害児・者の日常生活をスムーズにするため、障がいの内容等により日常生活用具を給付します。用具によっては施設等に入院、入所している場合でも給付の対象となります。

対象 身体障害者手帳又は療育手帳所持者、障害者総合支援法の対象となる難病患者  
障がいの内容により支給される用具が定められています。

給付用具 特殊寝台、特殊マット、特殊便器、入浴補助用具、ストマ用具、人工咽頭 ほか

手続き 医師の意見書、業者の見積書が必要です。

負担額 原則、日常生活用具価格の1割が利用者負担額となりますが、世帯の所得状況に応じて月額負担上限額が設定されます。ただし、日常生活用具にはそれぞれの基準額があり、その基準額を超える額は利用者負担となります。なお、世帯に町民税所得割額が46万円以上の方がいる場合、給付対象外となります。